

相談支援事業所  
障がい福祉サービス提供事業所 各位

宮崎市福祉事務所長  
( 公 印 省 略 )

標準利用期間を超える支給決定にかかる理由書、標準利用期間の  
再設定にかかる理由書の様式修正について (通知)

訓練等給付費の対象となる障がい福祉サービスのうち自立訓練(生活訓練、機能訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、宿泊型自立訓練については、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間が設定されています。

このたび、標準利用期間を超える支給決定にかかる理由書(R6宮崎市介護給付費等支給決定基準 P21参照)、標準利用期間の再設定にかかる理由書(同支給決定基準 P23参照)の様式について、宿泊型自立訓練の項目を追加します。

また、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)において要件を満たす場合は再度の更新が可能となりますのでお知らせします。

なお、更新の手続きに関する取扱につきましては、変更はありません。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

記

1 標準利用期間が定められているサービスと標準利用期間

サービスの種類	標準利用期間
自立訓練 (機能訓練)	1年6ヶ月間 (頸椎損傷による四肢の麻痺、その他これに類する状態にある場合は、3年間。)
自立訓練 (生活訓練)	2年間 (長期入院 (概ね1年間) していた、又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年間。)
宿泊型自立訓練	2年間 (長期入院 (概ね1年間) していた、又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年間。)
就労移行支援	2年間 (あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間。)
就労定着支援	3年間 (就労継続期間が6月以上3年6月未満の障がい者が利用対象になるが、その場合の利用期間は3年6月から就労継続期間を除いた期間。)
自立生活援助	1年間

※サービスの利用については、原則、上記の標準利用期間内となります。

2 標準利用期間を超えるサービスの利用継続について

- 標準利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合に限り、標準利用期間を超えて最大1年間の更新(原則1回)をすることができることになっています。
- 自立生活援助については、審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数制限なく更新が可能です。
- 更新の理由が、「日中に通所する場所が必要」、「利用者相互のかかわりが必要」といった日中活動サービス全般に共通するような理由ではなく、当該サービスを継続して受けなければならない固有の理由が必要となります。
- 就労定着支援については、3年間の標準利用期間を超えて更新することはできません。
- 自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)において、複数の障がい者を有する障がい者が、それぞれの障がい特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果改善が具体的に見込まれる場合であつて、かつ、市町村審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合には、当該最大1年間の更新に加え、さらに最大1年間(1回)の更新が可能となります。

### 3 更新可否の判断内容

サービスの種類	判断内容
自立訓練（機能訓練）	リハビリや各種療法を実施しており、さらに継続する必要があること。地域・在宅生活に向けて、具体的な調整や支援が必要であること。
自立訓練（生活訓練）	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。加えて、具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、もしくは現在訓練中でさらに継続が認められること。
宿泊型自立訓練	地域・在宅生活に向けて、具体的な社会生活上のスキルを学ぶ必要があること。加えて、帰宅後における具体的な生活能力の維持・向上のための訓練その他の支援が必要であること、もしくは現在訓練中でさらに継続が認められること。
就労移行支援	更新時点で、一般就労への具体的な見通しがあること。 （採用が内定している、現在、職場実習中である、今後具体的な職場実習の予定があるなど）
自立生活援助	単身等での生活を維持するため、さらに継続して具体的な調整や支援が必要であること。

### 4 標準利用期間更新の手続きについて

- 標準利用期間を超えてサービス利用継続を希望する場合は、「標準利用期間を超える支給決定にかかる理由書」をサービス事業所において作成していただき、「個別支援計画書(案)」（任意様式）、「チェックリスト経過記録表」とともに、**支給期間終了日の1ヶ月前までに、障がい福祉課へ提出（厳守）してください。**（チェックリスト経過記録表の様式変更はありません）
- 「標準利用期間を超える支給決定にかかる理由書」をもとに、**審査会で審査した上で、更新の可否決定を行います。**

### 5 更新期間

- サービス利用継続の必要性が認められた場合、更新期間は最長1年間となります。  
なお、更新は原則1回限りです。（自立生活援助、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）を除く。）

### 6 理由書作成の際の注意点

〔 現在までの支援内容・経過について 〕

- ・期間更新を希望するサービスの利用までの支援内容及びその経過について、概要を具体的に記載してください。

〔 評価結果の概要 〕

- ・前記の支援経過を踏まえて残った課題（十分に成果が得られなかった点等）を具体的に記載してください。

〔 更新が必要となる理由 〕

- ・サービスを引き続き継続することが必要である固有の理由（引き続きサービスを提供することによる改善効果等）を具体的に記載してください。通所先が必要等といった日中活動サービス全般にかかる必要性は認められません。

〔 更新後の支援スケジュール・見通し 〕

- ・更新後の具体的な支援スケジュール、その見通し（目標達成）について記載してください。就労移行支援は、具体的な就労までにいたるスケジュールを、自立訓練は訓練終了後の生活を見据えたスケジュールを記載してください。

〔 文書取扱 〕

宮崎市福祉部障がい福祉課  
TEL：（0985）42-6442